

第39号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和7年3月3日提出

新宮町長 桐島光昭

記

- | | |
|---------|---|
| 1 取得財産 | AIドリルアカウントライセンス購入
(AI型教材「Qubena」) |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 取得金額 | 19,899,000円
(内消費税及び地方消費税額1,809,000円) |
| 4 業者名 | 東京都文京区小石川2丁目3番23
株式会社COMPASS
代表取締役 佐藤 潤 |
| 5 納期 | 契約締結の日から令和7年4月4日まで |

理由

児童生徒に向けて導入しているタブレット端末について、小学校3年生から中学校3年生を対象に個別最適な学習を促進するため、AIドリル(AI型教材「Qubena」)導入のためのアカウントライセンスを新たに取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年新宮町条例第4号)第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

(参考資料)

(1) 随意契約の理由

児童生徒に向けて導入しているタブレット端末の学習 e ポータルサービスの一環として、今回購入する A I ドリルは、児童生徒一人一人に対し、1 問ごとに A I 分析を行い、解答内容や解答時間、過去の学習履歴から習熟度を瞬時に分析し、個別最適化された問題が出題されるなど、他の A I ドリルには備わっていない機能を有していること、また、令和 6 年度から本格的に導入し一定の成果も見られていること、加えて、株式会社 C O M P A S S 独自の製品となり、他者では取扱いがないことから、令和 7 年度についても地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）の規定に基づき、随意契約により購入するものである。

(2) 概要

ア 対象

町立小中学校の児童生徒 小学校 3 年生から中学校 3 年生まで

イ アカウント利用 ID 数

3, 350 ID

ウ アカウント利用期限

令和 8 年 3 月 31 日まで